（簡易確定手続に係る事件の記録の閲覧等）

第三十五条の二　第三十五条の十二において準用する民事訴訟規則第三十四条第三項本文、第五項本文又は第七項の規定により文書その他の物件から秘密記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。

（簡易確定手続において送達すべき書類の提出に代えて調書を作成した場合に送達すべき書類）

第三十五条の三　簡易確定手続において送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。

［新設］

（簡易確定手続における呼出状の公示送達）

第三十五条の四　簡易確定手続における呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。

［新設］

（簡易確定手続における決定及び命令の方式）

第三十五条の五　簡易確定手続における決定書及び命令書には、決定又は命令をした裁判官が記名押印しなければならない。

２　合議体の構成員である裁判官が前項の決定書に記名押印することに支障があるときは、他の裁判官が当該決定書にその事由を付記して記名押印しなければならない。

［新設］

（簡易確定手続における証人の宣誓）

第三十五条の六　簡易確定手続において、証人に宣誓させる場合は、裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

２　裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

３　前二項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

［新設］

（簡易確定手続における鑑定人の宣誓）

第三十五条の七　簡易確定手続における鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

２　簡易確定手続における鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

［新設］

（簡易確定手続における受命裁判官等の証拠調べの調書）

第三十五条の八　簡易確定手続において、受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第三十五条の十二において読み替えて準用する民事訴訟規則第百四十二条の調書に同条の文書の写しを添付することができる。

［新設］

（簡易確定手続における更正決定の方式）

第三十五条の九　簡易確定手続における決定又は命令の更正決定は、裁判書の原本及び正本に付記しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、裁判書の原本及び正本への付記に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。

２　前項の規定は、法第五十三条において読み替えて準用する民事訴訟法第二百六十七条の二第一項の規定による和解に係る調書の更正決定について準用する。

［新設］

（簡易確定手続における和解条項案の書面による受諾の通知）

第三十五条の十　法第五十三条において準用する民事訴訟法第二百六十四条の規定により当事者間に和解が調ったものとみなされたときは、裁判所書記官は、和解条項案を受諾する旨の書面を提出した当事者に対し、遅滞なく、和解が調ったものとみなされた旨を通知しなければならない。

［新設］